

「吸水パイプ」商品形態等不競法違反行為差止等請求事件：東京地裁平成27(ワ)2587（第1事件）／平成27(ワ)7096（第2事件）・平成27年12月10日（民46部）判決＜第1事件は請求棄却＞＜第2事件は請求認容＞

【キーワード】

周知の製品形態と類似（不競法2条1項1号）、商品等表示性、虚偽事実の告知文書の送付（同法2条1項14号）

【主 文】

- 1 原告は、別紙被告製品目録記載の製品の形態が別紙原告製品目録記載の製品の形態を模倣し、又は同一若しくは類似であるとして、被告による上記被告製品目録記載の製品の販売行為が不正競争に該当するとの事実を告知し、又はこれを記載した文書を配布してはならない。
- 2 原告は、被告に対し、20万円及びこれに対する平成27年1月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告の第1事件請求及び被告のその余の第2事件請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は第1事件及び第2事件を通じてこれを10分し、その1を被告の、その余を原告の各負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

第1事件は、観賞用水槽内の水を排出するための吸水パイプである別紙原告製品目録記載の各製品（以下、それぞれを同目録の番号により「原告製品1」などといい、これらを「原告各製品」と総称する。）を販売する原告（株式会社アクアデザインアmano）が、同様の吸水パイプである被告各製品を販売する被告（有限会社マツダ）に対し、被告各製品の形態は原告の商品等表示として広く認識されている原告各製品の形態と類似しており、その販売は不正競争防止法（平成27年法律第54号による改正前のもの。以下「法」という。）2条1項1号所定の不正競争に当たると主張して、法3条に基づき被告各製品の譲渡等の差止め及び廃棄を、法4条に基づき損害賠償金543万1200円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

第2事件は、被告が、原告が多数の小売店等に対し被告各製品の販売が不正競争に当たる旨の文書を送付した行為が虚偽事実の告知として法2条1項14号所定の不正競争に当たると主張して、原告に対し、法3条1項に基づき上記事実の告知等の差止めを、法4条に基づき損害賠償金100万円及び遅延損害金の支払を、求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

原告は、水草の栽培及び器具類の製造、販売等を目的とする株式会社である。

被告は、観賞魚その他小動物の観賞用及び飼育用機器の製造、販売並びに輸出入等を目的とする株式会社（特例有限会社）である。

(2) 原告各製品（甲 1, 4 6, 検甲 1～3）

ア 原告各製品はいずれも、魚、水草等の観賞用水槽に用いる吸水パイプである。その形態はそれぞれ別紙原告製品目録記載 1～3 のとおりであり、いずれも一定の太さで断面が円形の無色透明なガラス製パイプを逆 J 字状に形成したもので、水槽の外側に配される短い方のパイプの下方内側には突起が設けられ、その先には吸盤が付いており、同パイプの下端は開口している。水槽の内側に配される長い方のパイプの下方外面にはパイプの軸線に対して直交するスリット状の吸水口が多数並設され、下端は閉塞して丸まっている。

パイプの径及び高さは、原告製品 1 が 17 mm 及び 300 mm、原告製品 2 が 13 mm 及び 300 mm、原告製品 3 が 13 mm 及び 230 mm である。原告各製品はいずれも短い方のパイプの長さが長い方の半分以上あり、原告製品 1 及び 2 では短い方のパイプが長い方の約 6 割、原告製品 3 では約 8 割となっている。

イ 原告は、平成 15 年頃から原告各製品を販売している。

(3) 被告各製品

ア 被告各製品は、原告各製品と同様に用いられる吸水パイプである。その形態はそれぞれ別紙被告製品目録記載 1 及び 2 のとおりであり、いずれも一定の太さで断面が円形の無色透明なガラス製パイプを逆 J 字状に形成したもので、短い方のパイプの下端は開口しているが、突起及び吸盤は設けられていない。長い方のパイプの下方外面にはパイプの軸線に対して約 45 度傾斜するスリット状の吸水口が多数並設され、下端は閉塞して丸まっている。

パイプの径及び高さは、被告製品 1 が 17 mm 及び 380 mm、被告製品 2 が 13 mm 及び 300 mm である。被告各製品はいずれも短い方のパイプの長さが長い方の半分未満であり、被告製品 1 では短い方のパイプが長い方の約 4 分の 1、被告製品 2 ではこれが約 3 分の 1 となっている。

イ 被告は、平成 26 年 9 月頃以降被告各製品を販売している。

(4) 原告による小売店等への文書送付（乙 1 2, 1 3）

原告は、平成 26 年 1 1 月頃、原告各製品を含む原告の製品を取り扱う問屋に対し同月 1 日付け「類似製品の取り扱いについて」と題する文書を、小売店（原告の販売特約店）に対し同日付け「類似製品の取り扱いについて」と題する文書を送付した。両文書の内容はほぼ同旨であり、いずれにも「特に悪質な類似製品を販売する業者について、弊社では例えば、以下のように法的措置を

含めた断固とした態度で対応して参りました。」，「訴訟では不正競争防止法に基づき，弊社製品の有名性が認められ勝訴となっております。」，「今回，新たに，有限会社マツダ（判決注，被告）に対して，ニューリリィパイプの模倣品の販売中止と，損害賠償，在庫の破棄を求め，代理人を通じて警告文を送付しております。」と記載されている（以下，両文書を併せて「本件文書」という。）。

2 争点

（第1事件）

(1) 法2条1項1号の不正競争の成否

ア 原告各製品の形態が商品等表示に当たるか

イ 原告各製品の形態が周知であるか

ウ 被告各製品の形態が原告各製品の形態に類似するか

エ 被告各製品の販売が原告各製品と混同を生じさせるか

(2) 原告の損害額

（第2事件）

(3) 法2条1項14号の不正競争の成否

(4) 被告の損害額

【判 断】

1 争点(1)ア（原告各製品の形態が商品等表示に当たるか）について

(1) 原告は，原告各製品が共通して有する「①全体が無色透明な逆J字状のガラス製パイプである，②長い方の下端が丸まって閉塞している，③長い方の下端外面に水平なスリット状の吸水口が複数並設され，これにより長い方の下方外面に縞模様があるかのように見えるという特徴的な形態」が原告の商品等表示（法2条1項1号）に該当する旨主張する。

(2) そこで判断するに，後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 原告各製品の販売が開始された平成15年5月頃から現在までを通じて，魚，水草等の観賞用水槽に用いる吸水パイプの形状としては，断面が一定の径の円形で，全体が逆J字状であるものが多数存在する。ただし，その材質はプラスチックやステンレスが多く，吸水時の水草や魚の誤引を防止するために水中に入れる側のパイプの先端開口部にストレーナー（メッシュ状になったキャップ様の部材）を装着して使用するのが一般的であって，無色透明のガラス製のものや，ストレーナーを用いずパイプ自体にスリットを設けて吸水口としその先端を閉塞したものは，原告各製品及び被告各製品以外に見当たらない。（甲67，乙18～25）

イ 原告各製品の発売開始（平成15年5月）から平成26年12月（原告製品3は平成27年4月）までの間の出荷本数は，原告製品1が1865本，原告製品2が1633本，原告製品3が5821本である。（甲2，45）

ウ 原告は、原告各製品の発売開始以前から多額の費用を支出して水草レイアウトのデモンストレーション、原告製品の総合カタログの頒布、情報誌の発行、専門誌への広告掲載、インターネットサイトの開設等の宣伝広告活動を行っているが、これらのうち写真等により原告各製品の形態が示されているのはわずかである（2015年6月30日付け原告準備書面（第2回）で指摘されているのは、原告のカタログのほか、雑誌の記事ないし広告13点にとどまる。）。しかも、これらは全て原告各製品のうちいずれかの写真が数点又は10点以上の他の原告の製品と共に掲載されているものであって、原告各製品のみを取り上げた記事等はない。また、これら記事等に掲載された原告各製品の写真は各1点（側方又は斜め側方から撮影したもの）のみで、大きさは3～10cm程度である。（甲1, 2, 5の1～36, 6の1～14, 甲44, 68, 73～78）

(3) 上記事実関係によれば、原告各製品の形態は、従来の同種製品に比し、無色透明のガラス製で、パイプに多数のスリットを並設した点においてそれなりの独自性を有するということができるが、原告各製品が大量に販売されたとは認められず（年間平均900本程度であり、市場規模や占有率は証拠上明らかでないが、これを多数と評価すべき事情があることはいかなるわけでもない。）、原告各製品の形態上の特徴を強調した宣伝広告ないし販売活動がされたと認めるべき証拠もない。そうすると、原告各製品の形態が需要者の間においてその出所を表示するものとして認識されていたとは認められないから、原告の主張する前記(1)①～③の形態が法2条1項1号にいう商品等表示に当たるということとはできない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の第1事件請求は理由がない。

(4) これに対し、原告は、① 原告各製品の形態は他に類をみない画期的なものであり、② 原告各製品はこの種の製品としては驚異的な出荷本数を記録しており、③ その形態は多額の費用を掛けた宣伝広告活動によって周知となっている上、④ 原告の会社自体及び原告前代表者が著名であったことから原告各製品の形態の商品等表示性が裏付けられると主張する。しかし、上記①及び②の主張が失当というべきことは上記(3)のとおりである。また、上記③の主張については、前記(2)ウのような掲載方法では、需要者にとって、原告の強調するスリットによる縞模様など原告各製品の具体的な形態が認識されるとは考え難い。さらに、上記④の主張について、本件で問題となるのは、原告のブランド名又は「ネイチャーアクアリウム」ないしガラス製の水槽用品シリーズといった製品のイメージではなく、具体的な原告各製品の形態であり、原告又は原告前代表者が有名であるからといって、これをもって原告各製品の形態の商品等表示性が基礎付けられることはないというべきである。したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

2 争点(3)（法2条1項14号の不正競争の成否）について

本件文書の標題及び記載内容は前記前提事実(4)のとおりであり、その文面

上、これを受領した問屋及び小売店に対し、被告の販売する製品は原告の製品の模倣品であり、その販売が不正競争に当たる旨の事実を告知するものと認められる。ところが、被告による被告各製品の販売が法2条1項1号の不正競争に当たらないことは前記1のとおりであり、その他被告の行為が違法であると認めるべき根拠はない。そうすると、本件文書は被告の信用を害する虚偽の事実を告知するものというほかない。そして、原告と被告は観賞用水槽の吸水パイプという同一用途の商品を扱うものとして競争関係にあるから、原告による本件文書の送付は法2条1項14号の不正競争に該当すると認められる。

したがって、被告は、法3条1項に基づき、原告に対し、被告各製品の形態が原告各製品の形態を模倣し、又は同一若しくは類似であり、被告各製品の販売が不正競争に該当する旨の事実の告知及びその旨を記載した文書の配布の差止めを求めることができる。

3 争点(4) (被告の損害額) について

被告は、原告による本件文書の送付により被告各製品の売上げが激減し、逸失利益は100万円を下らない旨主張する。

そこで判断するに、証拠(甲1, 乙12, 13, 28, 29)及び弁論の全趣旨によれば、① 本件文書は平成26年11月頃に原告各製品を取り扱う問屋十数件及び小売店約400店に送付されたこと、② 上記問屋及び小売店の多くは被告の製品も取り扱っていること、③ 被告各製品の販売本数は、平成26年9月及び10月には合計約500本(月250本程度)であったが、同年11月から平成27年7月までの販売本数は合計約300本(月33本程度)であったこと、④ 平成26年9月に複数回被告各製品を購入しながら、その後一切の購入を止めたり、数か月間注文を控えたりした取引先が複数あること、⑤ 被告における被告各製品の仕入れ及び販売価格は、被告製品1が約640円及び約1000円、被告製品2が約610円及び約950円であること、以上の事実が認められる。

上記事実関係によれば、上記③の本件文書の送付前後での販売本数の減少の少なくとも一部は本件文書の送付を原因とするものとみるのが相当である。そして、これによる被告の損害額は20万円(販売本数の減少1000本、1本当たりの利益200円)と認めることができ、これを上回る損害額を認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告は、原告に対し、法4条に基づき、損害賠償金20万円及びこれに対する不正競争行為の後の日(第2事件訴状送達の日翌日)である平成27年1月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

結 論

以上のとおり、原告の第1事件請求はいずれも理由がなく、被告の第2事件請求は上記の限度で理由があるから、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 原告は、本件における原告各製品の形態が不競法2条1項1号に規定する商品等表示に当たり、その商品形態は周知でありかつ混同を生じさせるものであると主張したことに對し、裁判所は、原告各製品が年間平均900本程度の販売であれば、これを大量に販売されたとは認められないし、また原告各製品の形態上の特徴を強調した宣伝広告ないし販売活動がなされたとは認められる証拠もないから、原告各製品の形態が需要者間にその出所を表示するものとして認識されていたとは認められない。したがって、原告が主張する前記形態が不競法2条1項1号にいう商品等表示に該当するとはいえない、と判断したのである。

しかしながら、法2条1項1号が規定する商品等表示とは、本件にあっては「吸水パイプ」という商品（製品）の形態自体のことをいうのであるが、「該当するとはいえない。」とはいえないのであり、ただその商品形態が周知になりかつ混同を起こすに至ったことについての証拠がないから、同条項号上の保護対象にはならない、と認定したのである。

なお、裁判所は、原告各製品の年間平均の販売数の900本は、大量販売とはいえないと認定したが、では何本で有れば大量といえるのであろうか。また、宣伝広告をしなくても、多量販売の部類に入ると解してもよいのではなかろうか。

2. 原告は、原告や原告代表者が有名であることを主張したが、裁判所は、これをもって原告各製品の形態の商品等表示性が基礎付けられることはないとは認定したが、当然である。原告は、有名だから顧客吸引力があると主張したかったのかも知れないが、周知混同の事実と商品等表示性とは別異の概念であり要件である。

3. 裁判所は、被告の行為が法2条1項1号に該当するとの原告主張を含む文書の内容は、根拠のない違法行為であるから、被告行為は虚偽の事実の告知に当たると認定し、法2条1項14号の不正競争に該当すると認定したが、妥当であろう。

そして、原告の不正競争行為によって蒙った被告の損害額は20万円と認定したが、裁判所はこれを上回る損害額を認める根拠はないと認定した。

その結果、原告が請求した第1事件に対しては理由なしとして請求棄却の判決がなされ、被告が請求した第2事件に対しては理由ありとして損害額20万円の支払い命令を出した。しかし、弁護士費用については、主張の有無は不明であるが、加算されることはなかったのである。

[牛木 理一]

原告製品目録

1 下記図面に係る「ニュー・リリパイプV（吸水用）「製品名V-7」」

正面図



左側面図



平面図



斜視図 1

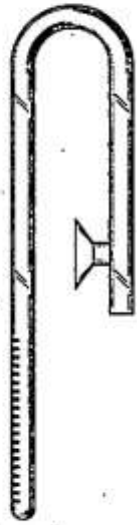


斜視図 2



2 下記図面に係る「ニュー・リリィパイプV (吸水用) 「製品名V-5」」

正面図



左側面図



平面図



斜視図 1



斜視図 2



3 下記図面に係る「ニュー・リリパイプV（吸水用）「製品名V-3）」

正面図



左側面図



平面図



斜視図 1



斜視図 2



以上

被告製品目録

1 下記図面に係る「クリスタルパイプシリーズ 吸水パイプ／17mm」

正面図



左側面図



平面図



斜視図 1



斜視図 2



2 下記図面に係る「クリスタルパイプシリーズ 吸水パイプ / 13mm」

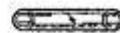
正面図



左側面図



平面図



斜視図 1



斜視図 2



以上